

# 役員等報酬規程

## (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人高谷福祉会の理事・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

## (報酬等の支給)

第2条 評議員・理事及び監事には、社会福祉法人高谷福祉会定款第2条により報酬及び旅費実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員選任・解任委員については、評議員選任・解任委員会運営細則により報酬を支弁しない。ただし実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

## (出張旅費)

第3条 役員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人高谷福祉会旅費規程により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

2 旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分とする。

3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

## (報酬額)

第4条 役員の報酬額は、社会福祉法人高谷福祉会の定款により評議委員会及び理事会への出席一回につき、一律3,000円を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期は、会議開催日から5日以内に現金手渡しとする。

## (公 表)

第6条 当法人は、この規定を持って、社会福祉法第59条の第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改 廃)

第7条 この規定の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

## (補 則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規定は、平成29年2月1日より施行する。

(旧規則の廃止)

平成25年4月1日より実施の役員等報酬規程は、これを廃止する。